

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第24期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社メッツ

【英訳名】 MET' S CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾形和也

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目24番12号

【電話番号】 03-5468-3590 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 尾形和也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西麻布二丁目24番12号

【電話番号】 03-5468-3590 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 尾形和也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期累計期間	第24期 第3四半期累計期間	第23期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	4,459,681	150	4,459,801
経常損失(△) (千円)	△381,528	△94,561	△424,008
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△370,218	△98,729	△412,955
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	2,346,750	2,346,750	2,346,750
発行済株式総数 (株)	487,800	487,800	487,800
純資産額 (千円)	376,636	235,170	333,900
総資産額 (千円)	397,582	241,544	346,179
1株当たり四半期 (当期)純損失金額(△) (円)	△758.96	△202.40	△846.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.7	97.4	96.5

回次	第23期 第3四半期会計期間	第24期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利 益金額又は四半期純損失 金額(△) (円)	65.67	△62.53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がありませんので記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため及び1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社に異動はありません。

なお、当社は第2四半期累計期間中である平成23年11月14日開催の取締役会において、株主の承認を前提として、解散を決議いたしました。

また、当社は平成24年1月26日に「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は取締役会で本公開買付けに対する賛同表明を決議しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

当社は平成23年11月14日取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかしながら、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付けによって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様にお願ひするものとし、賛同の意を表明することを決定致しました。

本公開買付けが成立した場合には、当社が事業継続、再生を成し遂げる可能性が高まり、企業価値を高めることにもなると考えられますが、現時点では本公開買付けの成立を前提として事業継続が予定されているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期累計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響と引き続き円高による輸出環境の悪化や株価の低迷等により企業業績の悪化が懸念され、先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属しております不動産業界においては、金融及び事業環境に一部改善の兆しが見られるものの、全体的市況の回復にはなお時間を要するものと思われま。

当社は「リアルエステート事業」において、小・中規模不動産物件の売買に注力し、「IT・システムコンサルティング事業」において、スマートフォン向けアプリケーションの企画、開発を推進してまいりました。

しかしながら、欧米の財政問題等で世界の経済市場の先行きはより不透明さを増し、国内においては急激な円高進行による競争力低下が進み、東日本大震災に端を発して当社事業の属する不動産市場では回復基調にあった市場流動性の低下やテナント需要の減少など、一段と厳しさを増しております。

このような環境のもと、今期は当社の主たる事業である不動産市場において、業績を回復していくために必要不可欠である、強固な財政基盤の構築の為、当社とシナジー効果が見込める事業会社との資本関係の構築に取り組んでまいりました。国内外の事業会社、その他有力提携候補先企業等複数社と資本提携を実施すべく何度も交渉を重ね、事業の建て直しを図るべく資本提携に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、10月末までに当社事業とのシナジー効果があり、かつ提携後の成長が見込め、その上関係各所の各種ルールに適合する先との合意には至りませんでした。また並行して交渉を

しておりました金融機関からの融資においても、金融機関の不動産売買市場に対するより慎重な姿勢等により融資が実現せず、商材の仕入をする事が非常に困難である状況となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は150千円で前年同四半期と比べ4,459,531千円の減収となりました。営業損失は95,648千円(前年同四半期比252,812千円の改善)、経常損失は94,561千円(前年同四半期比286,967千円の改善)、四半期純損失は98,729千円(前年同四半期比271,489千円の改善)となりました。これにより1株当たり四半期純損失は202円40銭となりました。

このような状況から、取締役会では、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、平成23年11月14日の当社取締役会において同内容にて決議し、「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を公表いたしました。

セグメント別進捗は次のとおりであります。

(リアルエステート事業)

販売用不動産の取得に向け、当社独自のネットワークを活用し、積極的に情報収集および交渉などに取り組むも、震災後の不動産業界ではオフィスニーズの変化などが起こっており、業界状況を注視する必要があることから、取得までには至りませんでした。

(IT・システムコンサルティング事業)

スマートフォン向けアプリケーションの企画・開発につきましては、これまでのセキュリティ関連事業によって蓄積されてきたWEBカメラコントロール技術とスマートフォン向けアプリケーション技術を融合した製品の企画・開発、及び今後拡大が期待されるデジタルブック用のアプリケーションの企画・開発を推進しておりました。

(2) 財政状態に関する分析

(資産の部)

流動資産は、前事業年度末に比べて30.7%減少し230,407千円となりました。これは主として現金及び預金の減少によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて17.6%減少し11,136千円となりました。これは減損損失の計上によるものです。

(負債の部)

流動負債は、前事業年度末に比べて48.1%減少し6,373千円となりました。これは主に未払金の減少によるものです。

(純資産の部)

純資産合計は、四半期純損失による利益剰余金の減少に伴い、前事業年度末に比べて29.6%減少し235,170千円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間において、当社リアルエステート事業の販売実績が著しく減少しました。

これは、(1) 経営成績の分析で述べたように、当社取締役会では、株主利益保護の観点から、これ以上、当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、当社は平成23年11月14日の当社取締役会において同内容にて決議し、「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を公表したことが影響いたしました。

(6) 重要事象等について

当社は平成23年11月14日開催の取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかしながら、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付によって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付への応募のご判断を株主の皆様へお願いするものとし、賛同の意を表明することを決定いたしました。

本公開買付が成立した場合には、当社が事業継続、再生を成し遂げる可能性が高まり、企業価値を高めることにもなると考えられますが、現時点では本公開買付の成立を前提として事業継続が予定されているため、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

現時点では、公開買付の手続は開始されたばかりで公開買付は成立しておりません。当社は公開買付が万が一にも成功しない場合を考慮して、解散をも視野に入れており、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期する旨の取締役会決議を平成24年1月26日に行っております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,951,200
計	1,951,200

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	487,800	487,800	東京証券取引所 (マザーズ市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式単元株制度は採用しておりません。
計	487,800	487,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	487,800	—	2,346,750	—	2,755,812

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、平成24年1月30日開催予定（延期）であった臨時株主総会の基準日（平成23年12月9日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成23年12月9日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 487,800	487,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	487,800	—	—
総株主の議決権	—	487,800	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が37株（議決権37個）が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	330,682	227,437
売掛金	516	516
未収入金	761	733
前払費用	710	898
その他	—	1,263
貸倒引当金	—	△441
流動資産合計	332,672	230,407
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	439	439
減価償却累計額	△55	△87
減損損失累計額	—	△352
建物（純額）	384	—
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	3,384	4,463
減価償却累計額	△2,114	△2,271
減損損失累計額	—	△2,191
工具、器具及び備品（純額）	1,270	—
有形固定資産合計	1,655	—
無形固定資産		
電話加入権	216	—
無形固定資産合計	216	—
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,136	11,136
関係会社株式	500	—
投資その他の資産合計	11,636	11,136
固定資産合計	13,507	11,136
資産合計	346,179	241,544
負債の部		
流動負債		
未払金	2,790	75
未払費用	2,099	2,687
未払法人税等	7,075	3,558
その他	314	51
流動負債合計	12,279	6,373
負債合計	12,279	6,373

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,346,750	2,346,750
資本剰余金		
資本準備金	2,755,812	2,755,812
その他資本剰余金	364,374	364,374
資本剰余金合計	3,120,187	3,120,187
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△5,133,036	△5,231,766
利益剰余金合計	△5,133,036	△5,231,766
株主資本合計	333,900	235,170
純資産合計	333,900	235,170
負債純資産合計	346,179	241,544

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	4,459,681	150
売上原価	4,669,593	265
売上総損失(△)	△209,911	△115
販売費及び一般管理費	138,548	95,532
営業損失(△)	△348,460	△95,648
営業外収益		
受取利息	17	31
債務勘定整理益	3,995	2,576
その他	42	88
営業外収益合計	4,055	2,696
営業外費用		
支払利息	37,123	—
支払手数料	—	1,610
営業外費用合計	37,123	1,610
経常損失(△)	△381,528	△94,561
特別利益		
固定資産売却益	27,921	—
特別利益合計	27,921	—
特別損失		
固定資産売却損	8,649	—
固定資産除却損	6,924	—
減損損失	—	3,260
特別損失合計	15,573	3,260
税引前四半期純損失(△)	△369,181	△97,821
法人税、住民税及び事業税	1,037	907
法人税等合計	1,037	907
四半期純損失(△)	△370,218	△98,729

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間
(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

当社は平成23年11月14日取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかしながら、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付けによって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様へお願いするものとし、賛同の意を表明することを決定致しました。

本公開買付けが成立した場合には、当社が事業継続、再生を成し遂げる可能性が高まり、企業価値を高めることにもなると考えられますが、現時点では本公開買付けの成立を前提として事業継続が予定されているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

現時点では公開買付けの手続きは開始されたばかりで公開買付けは成立しておりません。当社は公開買付けが万が一にも成立しない場合を考慮して、解散をも視野に入れており、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期する旨の取締役会決議を平成24年1月26日に行っております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映しておりません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	リアルエステート事業	IT・システム コンサルティング事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	4,446,733	12,947	4,459,681	4,459,681
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	4,446,733	12,947	4,459,681	4,459,681
セグメント利益又は損失 (△)	△190,105	△33,421	△223,526	△223,526

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	△223,526
全社費用(注)	△124,934
四半期損益計算書の営業損失(△)	△348,460

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません

Ⅱ 当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	リアルエステート事業	IT・システム コンサルティング事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	—	150	150	150
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	—	150	150	150
セグメント利益又は損失 (△)	—	△115	△115	△115

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	△115
全社費用(注)	△95,532
四半期損益計算書の営業損失(△)	△95,648

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額(△)	△758円96銭	△202円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(千円)	△370,218	△98,729
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△370,218	△98,729
普通株式の期中平均株式数(株)	487,800	487,800

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため及び1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

平成24年1月26日開催の取締役会において公開買付者の提出した下記諸条件を検討した結果、公開買付者は公開買付け成立後に事業協力を得る旨の意向を示しており、事業継続及び上場維持の可能性が高まることから、本公開買付けの実施が当社株主の皆様及び全ての関係者にとって最善の方法であると判断し、賛同の意見を表明することに致しました。

なお、同日開催の取締役会において、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期しております。

1. 公開買付者の概要

(1) 氏名	吉野 勝秀
(2) 住所	千葉県松戸市
(3) 上場会社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

2. 本公開買付の概要

(1) 買付け等をする株式の種類

普通株式

(2) 買付け等の期間

平成24年1月27日（金曜日）から平成24年2月23日（木曜日）まで（20営業日）

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金615円

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
292,680株	271,030株	292,680株

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、当社取締役の全員が出席した平成24年1月26日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、当社取締役会としては、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議するとともに、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会を延期し、本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様をお願いすることを決議致しました。

この本公開買付けが成立した場合、延期を致しました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止致します。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限があるいわゆる部分買付けであり、当社普通株式の上場が維持されることから、当社普通株式を引き続き継続して保有することを希望される株主の皆様に対して、売却を事実上強制するものではありません。

株主の皆様におかれましては、公開買付説明書を十分にご検討いただいたうえで、本公開買付けへの応募につきご判断いただけますようお願いいたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の理由及び根拠

当社は、本公開買付成立後、公開買付者の不動産事業における豊富な経験及び人脈を有効活用すること、不動産売買及び不動産開発を実行するにあたって必要な資金調達が与信能力の増大により金融機関からのファイナンス、または公開買付者直接によるファイナンスを含め可能となり、当社が有するノウハウを発揮できること、公開買付者の不動産ネットワークを有効活用することができること、当社の資金調達能力が低下したことにより実行し得なかった先行投資を有する経営を行うことが可能となることから、公開買付者による本公開買付けは、当社の発展に寄与するものであり、当社内部（役員、従業員）だけでなく当社の株主の皆様から理解を得られるものであり、当社の企業価値の向上を図ることができるとの結論に至りました。

以上から、当社は、当社取締役の全員が出席した平成24年1月26日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付け実施、及び本公開買付け実施により起因する影響につき、慎重に検討を重ねました。本公開買付けは買付予定数の上限があるいわゆる部分買付けであることを考慮し、株主の皆様にとって不利益でないことに関する観点について、下記の判断に至りました。

- ・買付予定数に上限及び下限が設定されていることについて

当社は公開買付者に対して応募を希望される株主の皆様への売却意思を広く尊重できるよう、本公開買付けでの買付上限である当社株式の60%からの更なる引き上げを要望しましたが、実現には至らなかった。しかし前記のとおり、本公開買付け成立後も引き続き当社の普通株式の上場を維持する方針であること及び、本公開買付け成立後における当社の不動産仕入れへの資金支援を念頭においた効率的な資金活用という一応の合理的理由があり、少数株主の利益を不当に制限するものではないと判断し、本公開買付けに賛同をしないまでの要因にはならない。

- ・本公開買付けに応募し買付された場合

本公開買付けは1株当たり純資産額にプレミアムを加えた金額を公開買付け価格として行われることから、平成24年1月30日開催予定であった臨時株主総会において、解散決議をし、残余財産を分配した場合の1株あたり残余財産額（純資産額から解散・清算手続に必要な費用を控除した金額のため、純資産額よりは低額となる）より本公開買付け価格が高額になることが明らかであり、本公開買付けに反対し、解散決議を諮ることに経済合理性は認められない。

- ・本公開買付けに応募したが買付されなかった場合、及び応募しなかった場合

本公開買付けの成立により、当社が解散をせず、公開買付け者の支援により、事業を継続・再生を成し遂げることにより、企業価値の向上すなわち時価総額を上昇させることで、当社の株主の皆様にとって、利益となる可能性が認められる。

- ・事業の継続、再生について

当社は、公開買付け者から提示された資料等を勘案し、事業計画概要を策定し、今後3期において実現可能な案件、案件数及び公開買付け者による資金支援等を精査した結果、以下の事業計画概要に実現可能性があるものと判断し、本公開買付けが実施し成立され、当社が解散をせず継続した場合に、当社の株主の皆様及び当社に係る全ての関係者にとって、利益となる可能性が認められる。

また当社は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討し、さらに第三者機関からの公正性・適正性を担保・確保するための助言及び意見書を取得した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものではなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

この結果、当社取締役会としては、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議するとともに、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会を延期し、本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様にご委ねることを決議致しました。また、当該取締役会には当社監査役全員が出席し、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、平成24年1月26日現在、東証マザーズに上場されていますが、公開買付け者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針です。従って、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（292,680株、本公開買付けを行った後における株式所有割合60.00%）を設定し

ております。

なお、当社による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて、平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」（以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。）で公表したとおり、同日付で東京証券取引所より当社の普通株式が監理銘柄（確認中）へ指定されております。

また、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（先述した事業計画改善書）を3ヶ月以内（※1）に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3ヶ月以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（※2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、当社は、前述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、先述した事業計画改善書を提出する予定であります。

従いまして、上述の臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することを前提にすれば、事業計画改善書が提出され、当該事業計画改善書の内容が相当であると東京証券取引所に認められた場合、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございます。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後、後述のビジネスプランのとおり、当社と連携を図り、事業収益の最大化により、企業価値を高めていく所存です。

※1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。

※2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

他方、当社は第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっております。これは東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準（最近1年間における売上高が1億円未満である場合）に抵触している状況にあります。当社は公開買付者の支援のもと当該基準をクリアすべく不動産売買活動に邁進していく所存です。

また、現時点で想定しうることに、本公開買付け後の当社の事業運営が不相当合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等（同規程第601条第1項第9号））に係る上場廃止審査の対象となっており、当社が実質的な存続会社でない認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合に上場廃止となる可能性があります。

なお、上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして有価証券上場規程施行規則第601条第8項第1号で定める行為であり、非上場会社からの事業の譲受け、非上場会社との業務上の提携、その他非上場会社の吸収合併その他一定の行為と同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合にも、不相当合併等に係る上場廃止審査が行われることとなり、当社もその審査の対象となる可能性があります。

また「実質的な存続会社」の判断は、当社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行われるものであります。

5. 今後の事業展開について

公開買付者は、平成4年7月に株式会社新東京開発を設立し、建設関係を含む産業廃棄物の中間処理、収集運搬及びリサイクルを含む環境事業全般に加えて、不動産の販売・管理・投資運用等も行っていました。

平成18年10月には、株式会社新東京開発を新設分割会社とする新設分割により株式会社新東京開発の資産管理及び不動産の販売・管理・投資運用事業を新設分割設立会社である株式会社シントウキョウエージェント（平成20年6月に宅地建物取引業免許を取得）に承継させ、不動産事業に注力してまいりました。

公開買付者及び株式会社シントウキョウエージェントは、千葉県及びその近隣地域において、主に都心に居住する単身者向けの賃貸マンション、地元根ざした中小企業向けのオフィス等の不動産を中心に投資事業を行ってまいりました。

このようにして、公開買付者は、これまでに株式会社新東京開発が培ってきた1,500社を超えるゼネコン、デベロッパー、パワービルダー等のお客様を通じて直接入手する土地（宅地）、開発段階の建物から完成後のオフィス、レジデンス等に至るまでの幅広い不動産情報を活用することで、不動産事業を拡大させてきました。

公開買付者は、本公開買付け成立後、公開買付者の不動産事業における豊富な経験及び人脈を有効活用することに加えて、当社において2億円程度の余剰資金がある財務状況等を踏まえ、必要に応じて、1～2億円程度の追加的な資金支援を行うことにより、当社事業の再生を図り、新たな不動産投資による事業拡大により、当社の企業価値の向上を目指していくとのことです。

当社の現在の経営陣は、これまでの経験とノウハウを活かし、引き続き当社の再生に尽力していく予定であり、現在の役員体制は維持される見込みです。また、公開買付者は、当社における事業再生を加速度的に推進するため、平成24年6月に開催が予定される当社の定時株主総会において、現在の当社役員らに加えて、公開買付者が当社との協議を経た上で当社事業の再生及び企業価値の向上に最も資すると思われる者最大3名（公開買付者を含みます。）を新たに取締役として選任する旨の議案を上程することを検討しているとのことです。なお、その他当社の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、本日現在、具体的に決定している事項はございません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月13日

株式会社メッツ

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メッツの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メッツの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は3期連続の営業損失計上及び売上高の著しい減少が継続している。当第3四半期累計期間においても営業損失及び四半期純損失を計上しており、今後の事業継続を困難と考えているため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年11月14日開催の取締役会において株主の承認を前提として解散を決議したが、平成24年1月26日開催の取締役会において同日に提示された公開買付に賛同

の意見を表明し、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【会社名】	株式会社メッツ
【英訳名】	MET' S CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾形 和也
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目24番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長尾形和也は、当社の第24期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。